



ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシーがデジタルガレージ<4819>株式の大量保有報告書を提出



東証1部のデジタルガレージ<4819>について、ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシーが2月20日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「顧客との投資一任契約に基づく顧客資産運用のための純投資」によるもの。

報告書によると、ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシーのデジタルガレージ株式保有比率は、5.02%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2019年2月15日。